平成２９年（フ）第２５０号
高知市中万々165番地３
債務者　田部　竜彦
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８８号
福岡県京都郡苅田町神田町３丁目８番地７（コーポ荒巻105号）
債務者　田畑　一生
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第６１４号
川崎市幸区古市場1846番地　三喜ビル304
債務者　澤岸　良昭
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６５５号
川崎市宮前区東有馬４丁目５番４―301号
債務者　枡井　澄子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４７６号
名古屋市熱田区波寄町11番17号　プランドル金山208号、従前の住所東京都世田谷区玉川３丁目41番17号　秀栄荘203
債務者　菊地　　彰
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４９７号
名古屋市中区千代田３丁目１番24号　ファミール千代田６Ｃ号（従前の住所）名古屋市中区上前津２丁目９番16号　ビラ三秀706号
債務者　荒井　淳一
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７７号
岡山県笠岡市吉田2445番地７
債務者　髙原　裕也
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第８８０号
埼玉県川口市芝１丁目24番４号　芝一ハイツ106号、旧住所埼玉県川口市柳崎５丁目13番８号　パレＭＡ102号
債務者　赤羽惠美子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５５５号
埼玉県日高市大字高萩679番地８
債務者　樽見　太志
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５７７号
埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目11番49号
債務者　川村　治子
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５９９号
埼玉県川越市大字砂新田378番地65（スウィングビル305号室）
債務者　工藤　康恵
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第８４号
栃木県足利市五十部町277番地４、前住所足利市五十部町512番地５
債務者　正田　勝重
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第３９２号
静岡市駿河区聖一色554番地の１　ヴェーレブランシュＡ棟107号
債務者　大嶋　勇太
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３９３号
従前の住所　静岡県藤枝市高岡３丁目20番44号　石田コーポ102号
債務者　大石りつ恵
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４３１号
静岡市葵区桜町２丁目６番13号
債務者　牧野みゆき（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３８８８号
大阪市生野区田島３丁目１番８号　マンションパインウェル２Ｆ号室、住民票上の住所兵庫県宝塚市安倉北３丁目５番30―107号
債務者　小島　良太
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部